
結婚新生活支援事業補助金について

麻績村内で結婚新生活をスタートする世帯を対象に新生活のスタートアップにかかわる費用を支援します。以下の内容や補助金交付要綱をご覧ください、ご活用ください。

なお、申請期限間際になりますと申請書類の確認や修正のための時間が十分に設けられず、書類不備により補助金の交付が出来ない可能性がございます。

早めの申請を検討いただくとともに、ご不明点などはお気軽に事前にご相談いただきますようお願いいたします。

対象となる世帯

次の要件を全て満たす世帯が対象となります。

1. 令和5年4月1日～令和6年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦
2. 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること
3. 新婚世帯の所得額が500万円未満であること
4. 申請時に夫婦の双方又は一方の住民票が当該住居の住所となっていること
5. 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと
6. 夫婦共に村税等に滞納がないこと

7. 夫婦の双方が麻績村暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと

※ただし、貸与型奨学金の返済を行っている場合、年間の返済額を控除できます。

対象となる費用

令和5年4月1日～令和6年3月31日までの

1. 住居の購入費用
2. 住居の賃貸借費用
(賃料、敷金、礼金、保証金等これに類する費用、共益費及び仲介手数料)
3. 住居のリフォーム費用（婚姻日前であっても婚姻日から起算して1年以内であれば対象）
4. 住居への引越費用

補助金額

上記、対象となる費用のうち、30万円（1,000円未満切捨）を上限に全額を補助します。

申請期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

役場営業日の 8:30 ~ 17:15 に麻績村役場住民課にて、申請をお願いいたします。

※申請を検討中の方は、早めの相談・申請をお願いいたします。

申請の方法、申請に必要な書類

申請は、以下に記載する書類を住民課あて郵送又はご持参ください。

なお、申請にあたっては、結婚（婚姻届の提出を行い、受理されていること）と、それに伴う住居の手配、住居への引越しが終了していることが必要となりますのでご注意ください。

- (1) 結婚新生活支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (3) 夫婦の所得証明書、令和4年の所得を証明する書類

※令和4年の所得証明は令和5年6月頃発行可能となるため、それ以前に申請される

場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。必要な書類をご案内します。

- (4) 貸与型奨学金の返済を確認できる書類（奨学金を返済している場合）
- (5) 村税の納税証明書
- (6) 物件の売買契約書及び領収書の写し（住居購入の場合）
- (7) 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し（住居賃貸借の場合）

(8) リフォームの工事請負契約書及び領収書の写し（リフォーム費用の場合）

(9) 住宅手当支給証明書（勤務先から住宅手当の支給を受けている場合、

様式第2号をダウンロードしていただき、勤務先の証明を受けてください）

(10) 引越しに関わる領収書の写し（引越費用の補助を受ける場合）

※必要に応じて、その他必要となる書類をお願いする場合がございます。

手続きの流れ

1. 申請書を受付後、内容の確認を村で行います。
2. 補助金の交付が出来る場合については「結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書」によりお知らせします。
3. 「結婚新生活支援事業費補助金請求書」（様式第4号）をダウンロードしていただき、記名押印のうえ住民課あて郵送又はご持参ください。
4. 補助金交付請求書受取後、一定期間をいただき補助金を指定口座へ振込みます。

お問い合わせ

麻績村役場 住民課

〒399-7701 長野県東筑摩郡麻績村麻 3837

電話番号：0263-67-3001（代表） 0263-67-4854（直通）

FAX 番号：0263-67-3094

E-Mail：omijumin@vill.omi.nagano.jp